

入札監理小委員会における審議の結果報告 政府所有米穀の販売等業務

農林水産省による政府所有米穀の販売等業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 対象公共サービスの詳細な内容について（実施要項 39 頁）

【論点】

- 平成 24 年 9 月に制定された「カネミ油症患者に関する総合的な施策の推進に関する法律」に基づく業務について、業務内容が明示されているか。

【対応】

- カネミ油症患者に関する総合的な施策の推進に関する法律」に基づく業務について、実施要項に明示されていることを確認した。

2. 入札参加資格について（実施要項 3、4 頁）

【論点】

- 以下の入札参加資格を設けることとされたが、入札手続きにおける競争性は確保されているか。
 - ① 政府所有米穀の保管管理について、倉庫業法第 11 条に定める倉庫管理主任者として米穀の保管管理業務に従事した経験を有する役職員を配置すること。
 - ② 政府所有米穀の販売等業務の一部を第三者に委託する場合において、一定量を超える業務を委託する場合、委託先との支配関係がないこと。

【対応】

- 上記の入札参加資格は業務の適切な実施に資するものであり、入札手続きにおける競争性が確保されていることを確認した。

以上